## 管理計画の認定基準

管理計画の認定基準は、次に示す17項目です。

項目		内容
1 管理組合の運営	1	管理者等が定められていること。
	2	監事が選任されていること。
	3	集会が年1回以上開催されていること。
2 管理規約	4	管理規約が作成されていること。
	5	マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の
		緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履
		歴情報の管理等について定められていること。
	6	マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理
		規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の
		交付(又は電磁的方法による提供)について定められている
3 管理組合の経理	7	管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行
		われていること。
	8	修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと。
	9	直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3か
4 長期修繕計画の作成及び 見直し等		月以上の滞納額が全体の1割以内であること。
	10	長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、
		長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立 金額について集会にて決議されていること。
		-
		民期 同間 の
	12	- ここ。 長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以
		上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれ
		るように設定されていること。
	13	長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を
		予定していないこと。
	14)	長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算
		定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと。
	15	長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高
		のない長期修繕計画となっていること。
5 その他	16	管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における
		連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合
		員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上
		は内容の確認を行っていること。
	17)	都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なも
		のであること。※

<sup>※</sup>①の基準について、市では、国の基準以外の独自基準を設けていないことから、①から⑩までの16 項目に適合する場合、①の基準に対しても適合することとなります。